

## 目

## 次

	頁
第 94 号議案 執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例 .....	7
第 95 号議案 埼玉県建築基準法施行条例の一部を改正する条例 .....	8
第 96 号議案 埼玉県特別県営住宅条例の一部を改正する条例 .....	9
第 97 号議案 埼玉県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例.....	10
第 98 号議案 埼玉県警察本部組織条例の一部を改正する条例 .....	11

第九十四号議案

執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例

第一条 執行機関の附属機関に関する条例（昭和二十八年埼玉県条例第十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一の一の表に次のように加える。

埼玉県国民健康保険運営協議会	持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第三十一号）の定めるところにより、知事の諮問に応じ、国民健康保険事業の運営に関する重要事項を審議する。
----------------	---

第二条 執行機関の附属機関に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第一の一の表埼玉県国民健康保険運営協議会の項を削り、別表第二に次のように加える。

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第十一条第一項に規定する都道府県の国民健康保険事業の運営に関する協議会	埼玉県国民健康保険運営協議会
---	----------------

附 則

この条例中第一条の規定は公布の日から、第二条の規定は平成三十年四月一日から施行する。

平成二十八年九月二十三日提出

埼玉県知事 上 田 清 司

提 案 理 由

国民健康保険法の一部改正に伴い設置される同法に規定する都道府県の国民健康保険事業の運営に関する協議会の名称を定め、及び同法施行までの間における事業の運営に関する重要事項を審議する協議会を設置したいので、この案を提出するものである。

第九十五号議案

埼玉県建築基準法施行条例の一部を改正する条例

埼玉県建築基準法施行条例（昭和三十五年埼玉県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

第三十四条第二号中「毎時二十五立方メートル」を「毎時十四立方メートル」に改める。

- 8 -

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成二十八年九月二十三日提出

埼玉県知事 上 田 清 司

提 案 理 由

駐車場法施行令の一部改正を踏まえ、大規模車庫の機械換気設備に関する基準を緩和したいので、この案を提出するものである。

第九十六号議案

埼玉県特別県営住宅条例の一部を改正する条例

埼玉県特別県営住宅条例（昭和四十二年埼玉県条例第二十四号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「掲げる者」の下に「（県営住宅条例第六条第一項第六号に該当しない者を除く。）」を加え、同項に次の一号を加える。

三 東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律（平成二十四年法律第四十八号）第八条第一項に規定する支援対象地域その他規則で定める地域に存する住宅に平成二十三年三月十一日において居住していた者で、公営住宅法第二十三条第二号並びに県営住宅条例第六条第一項第三号及び第五号に掲げる条件を具備するもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成二十八年九月二十三日提出

埼玉県知事 上 田 清 司

提 案 理 由

特別県営住宅の入居者資格の特例の対象者の追加及び規定の整備をしたいので、この案を提出するものである。

第九十七号議案

埼玉県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

埼玉県病院事業の設置等に関する条例（昭和四十一年埼玉県条例第六十二号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項の表埼玉県立循環器・呼吸器病センターの項中「循環器内科」の下に「、腎臓内科、緩和ケア内科」を加え、「心臓血管外科、脳神経外科」を「血管外科、脳神経外科、心臓外科」に改め、同表埼玉県立小児医療センターの項中「病理診断科」の下に「、臨床検査科、救急科」を加える。

附 則

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第四条第一項の表埼玉県立循環器・呼吸器病センターの項の改正規定 公布の日から起算して八月を超えない範囲内において規則で定める日
- 二 第四条第一項の表埼玉県立小児医療センターの項の改正規定 平成二十八年十月二十七日

平成二十八年九月二十三日提出

埼玉県知事 上 田 清 司

提 案 理 由

埼玉県立循環器・呼吸器病センター及び埼玉県立小児医療センターの診療科目を変更したので、この案を提出するものである。

第九十八号議案

埼玉県警察本部組織条例の一部を改正する条例

埼玉県警察本部組織条例（昭和二十九年埼玉県条例第二十六号）の一部を次のように改正する。

本則第二号中(七)を(八)とし、(六)を(七)とし、(五)を(六)とし、(四)の次に次のように加える。

(五) 国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律（平成二十八年法律第七十三号）

第三条に規定する国外犯罪被害弔慰金等に関する事。

附 則

この条例は、平成二十八年十一月三十日から施行する。

平成二十八年九月二十三日提出

埼玉県知事 上 田 清 司

提 案 理 由

警察法施行令の一部改正に伴い、警務部の所掌事務を改正したので、この案を提出するものである。